

公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター会計処理規程

平成26年2月21日 制定

平成29年2月22日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター（以下「振興センター」という。）の会計を適正かつ円滑に処理し、財産の状態及び正味財産の増減の状況を明らかにし、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(適用)

第2条 振興センターの会計は、法令、定款及び公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計年度)

第3条 振興センター会計年度は、定款の定めるところにより、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 収益事業等会計
- (3) 法人会計

2 前項の(1)及び(2)の会計については、その事業内容等に応じてさらに区分できるものとする。

(会計責任者)

第5条 会計責任者は、専務理事とする。

2 会計処理を担当する者（以下「会計担当者」という。）は、会計責任者が任免するものとし、その指示に従って当該事務を処理するものとする。

(書類の保存期間)

第6条 会計に関する書類及び帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 財務諸表及び附属明細書並びに財産目録 永久
- (2) 収支予算書 永久
- (3) 会計帳簿 10年
- (4) 会計伝票及び証憑書類 10年
- (5) その他の書類 5年

2 書類の整理、保管、保存、閲覧及び廃棄については、文書管理規程に準じて処理するものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目の設定)

第7条 財務状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

- 2 設ける勘定科目は、勘定科目表（別表第1）のとおりとし、財務諸表及び収支予算書の承認をもって追加できるものとする。

(会計帳簿)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 固定資産台帳

(証憑)

第9条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する請求書、預金通帳、領収証、起案等の書類をいう。

(記帳)

第10条 仕訳帳には、証憑書類に基づき、会計上の全ての取引の仕訳を記帳しなければならない。

- 2 総勘定元帳には、仕訳帳の仕訳を転記しなければならない。
- 3 固定資産台帳には、固定資産の取得価格、減価償却の実施状況から処分に至るまでの記録を記帳しなければならない。
- 4 会計帳簿の記帳は、会計担当者が行うこととするが、固定資産台帳の記帳は、会計責任者の承認を経て外部の会計専門家に委託できるものとする。

(検算照合)

第11条 会計担当者は、四半期ごとに、合計残高試算表を作成し、会計帳簿の金額等の記帳内容及び証憑書類との整合について検算照合しなければならない。

- 2 検算照合は、外部の会計専門家と顧問契約を締結し、確認指導を受け実施するものとする。
- 3 やむを得ない事情により、外部の会計専門家と顧問契約が締結できない場合は、会計責任者立会で照合確認を行うこととし、会計責任者は会計帳簿の記帳内容の適正性を確保する措置を講じなければならない。

第3章 収支予算

(収支予算の定義)

第12条 収支予算は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条の規定に基づくもので、正味財産の増加原因である収益（以下「収益」という。）及び減少原因である費用（以下「費用」という。）の予定額のことである。

2 広く一般に、収支予算の定義として定着している、現金、普通預金、短期の金銭債権債務等の増加原因である収入及び減少原因である支出の予定額である収支予算とは定義が異なることを表すため、公表する収支予算書については、「収支(正味財産増減)予算書」と表記することとする。

(収支予算書の作成)

第13条 収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て確定する。

2 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

第4章 決算

(決算の目的)

第14条 決算は、各会計年度の会計記録を整理集計して財務諸表等を作成し、財産の状態及び正味財産の増減の状況を明らかにすることを目的とする。

(決算整理)

第15条 決算整理は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 固定資産に関する整理
- (2) 未収金、前払金その他の債権に関する整理
- (3) 未払金、預り金その他の債務に関する整理
- (4) 引当金の繰入れ又は取崩し
- (5) その他未処理事項に関する整理

2 決算整理に関する会計処理の方法は、財務諸表に注記をし、每期継続して適用することとする。

3 法令の改正等やむを得ない理由で会計処理の方法を変更する場合は、会計責任者の承認を経て行い、変更した旨及び財務諸表に影響を与えた金額を注記するものとする。

(財務諸表等)

第16条 会計責任者は、次に掲げる財務諸表等を作成し、理事長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表及び内訳表
- (2) 正味財産増減計算書及び内訳表
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (4) 財産目録

2 前項第3号の貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書については、公益法人会計基準第6の2附属明細書の構成の後段の定めにより、財務諸表の注記に記載することによって作成を省略できるものとする。

(財務諸表等の確定)

第17条 理事長は、前条の財務諸表等について、監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、評議員会の承認を受け確定させるものとする。

(細則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行し、平成28年度分の決算から適用する。

別表第1

1 貸借対照表に係る勘定科目

(1) 資産の部

大科目	中科目
流動資産	現金預金 未収金 前払金 立替金 仮払消費税等
固定資産 基本財産	定期預金 投資有価証券
特定資産	土地 建物 構築物 退職給付引当預金 工事引当預金
その他の固定資産	車両運搬具 什器備品 電話加入権 定期預金(食堂保証金) 定期預金(修繕等)

(2) 負債の部

大科目	中科目
流動負債	短期借入金 未払金 前受金 預り金

	仮受金 未払法人税等 未払消費税等
固定負債	退職給付引当金 受入保証金

(3) 正味財産の部

大科目	中科目
指定正味財産	足利市建設費等補助金 寄付金 (うち基本財産への充当額)
一般正味財産	一般正味財産 (うち特定資産への充当額)

2 正味財産増減計算書に係る勘定科目

(1) 一般正味財産増減の部

大科目	中科目・小科目
経常収益	
基本財産運用益	基本財産運用利息 基本財産受取配当金
特定資産運用益	特定資産運用利息
事業収益	施設使用料 受託販売手数料 足利市事業受託収益
受取補助金	栃木県補助金 足利市補助金 足利市建設費等補助金振替額

<p>受取負担金</p> <p>受取寄付金</p> <p>雑収益</p>	<p>受取負担金</p> <p>受取寄付金</p> <p>受取利息</p> <p>雑収益</p>
<p>経常費用</p> <p>事業費</p>	<p>常勤役員報酬</p> <p>給与賃金手当</p> <p>退職給付費用</p> <p>福利厚生費</p> <p>旅費交通費</p> <p>通信電話料</p> <p>郵便料及び運搬費</p> <p>建物減価償却費</p> <p>構築物減価償却費</p> <p>備品減価償却費</p> <p>車両運搬具減価償却費</p> <p>消耗什器備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>図書新聞費</p> <p>修繕費</p> <p>印刷製本費</p> <p>車両費</p> <p>光熱水費</p> <p>賃貸施設光熱水費</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>事務機器保守料及び賃借料</p> <p>火災保険料</p> <p>自動車保険料</p> <p>謝金</p> <p>租税公課</p> <p>支払消費税</p>

	展示会出展負担金 支払補助金 施設管理委託費 5 S 事業委託費 展示会出展装飾委託費 情報提供事業委託費 雑費
管理費	常勤役員報酬 非常勤役員等報酬 給与賃金手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信電話料 郵便料及び運搬費 建物減価償却費 構築物減価償却費 備品減価償却費 車両運搬具減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 印刷製本費 車両費 光熱水費 事務機器保守料及び賃借料 火災保険料 自動車保険料 租税公課 法人税等 支払負担金 会計業務委託費 弁償費 雑費
経常外収益	

固定資産売却益	車両運搬具売却益 備品売却益
過年度損益修正益	過年度損益修正益
経常外費用	
固定資産売却損	車両運搬具売却損 備品売却損
固定資産廃棄損	車両運搬具廃棄損 備品廃棄損
災害損失	災害損失
過年度損益修正損	過年度損益修正損

(2) 指定正味財産増減の部

大科目	中科目
受取補助金等	足利市建設費等補助金
一般正味財産への振替額	足利市建設費等補助金振替額